

関係附属機関等における主な意見について

1 福祉のまちづくり推進会議（部会）（令和6年5月20日）における意見

- ①子どもに分かりやすくという話もあったが、大人でも分かりにくい。障がい者と言ってもいろんな違いがあり、それぞれ対応も変わる。多様な捉え方をされてしまうということであれば、絵を活用するなどした方が共通理解は進む。大人を対象とするのではなく、最初から子どもや高齢者等に伝わるような取組を進めてほしい。
- ②障がいのある方以外も当事者という認識を持ってもらうということは期待したい。最初のとっかかりとして子どもや障がいのある方などにも分かりやすいものとしてほしい。視覚障がいのある方からは、読み上げ機能などで市の資料を読んでいる際に意味を教えてほしいと言われることもある。そういった方々も理解できるような文章を作ってもらえるとありがたい。
- ③知的障がいの世界では、分かりやすい言葉を使えば使うほど、逆に分かりづらくなるということもある。難しいと思われる言葉でも、言葉の概念が分かる文言であれば、このままでも問題ないと思う。条文自体はそのまま、「わかりやすい版」のようなものを作るということでもよいのではないか。理念だけの条例を作っても意味があるのかということもある。
- ④条例を制定するだけで変わることはなく、併せて具体の事業を進めていく必要がある。庁内や事業者と連携して取り組む必要がある。具体的な取組をイメージしつつ検討を進めていってもらいたい。
- ⑤骨子案に「（仮称）札幌市共生社会推進委員会」を置くとあるが、既に札幌市には「札幌市共生社会推進協議会」という組織が存在していて分かりづらい。

2 アイヌ施策推進委員会（令和6年6月13日）における意見

- ①今回は規制条例ではなく理念条例になるというが、他自治体では規制条例があることを踏まえると残念に思う。
- ②基本的な考え方の多様性の尊重について、「誰もが当事者」とあるが、まずは記載のとおり当事者の限定化や固定化につながらないよう考えてほしい。その意味では、差別の被害者だけでなく加害者も当事者となり、この両者が「対話を重ね共感に基づく心のバリアフリーの醸成」をしていくこととなる。しかし実際には、ヘイトスピーチがあることを考えると、対話による解決は困難であり、加害者側への何らかの規制は必要である。
- ③共生社会を実現するためには、ヘイトスピーチ等に対する加害者側への規制は絶対に必要。行政の責任として検討してほしい。
- ④実際に、SNS等で非難を受けている事実はある一方、札幌市が本条例を定めて取組を進めていく方針を評価したい。
- ⑤条例には大賛成。一方で、資料を見ると課題認識の中でアイヌ関係はやはり下位だ

と思わざるを得ない。国がアイヌ民族は先住民族と認めたところであり、様々な面で連携しながら、アイヌ民族が先住民族であることを示していくべきである。

3 男女共同参画審議会（令和6年6月27日）における意見

- ①骨子案の定義に市民とあるが、事業者の定義も別に必要では。
- ②前文等に「誰もが活躍できる」「能力を発揮できる」とあるが、ハンディキャップを抱えている方で自分自身がやりたいように能力を発揮できないと感じている方は、この条例の対象から除外されていると感じるのではないか。例えば「いきいきと」などと言うような表現はいかがか。
- ③市民への周知期間が短いのでは。
- ④理解を深める条例ということは認識しているが、多様性を尊重していく中ではどうしてもこれに反対の考えを持つ方等から攻撃を受けてしまうこともあるのが現状。「安全に暮らせる」というような文言も入れてほしい。

4 その他の意見

（1）ユニバーサル展開プログラムのパブリックコメント（令和6年4月1日～5月8日）における条例に関する意見

- ①声の大きいマイノリティの人々のために多数の市民が我慢を強いられることなどは、本来の市政のあり方として間違っていると思う。特定の団体だけを利するのではなく、より多くの市民を対象としたものになるようお願いしたい。
- ②本条例は既存の概念を変更させるという視点もあることを再度認識してもらいたい。多様性、アイヌ等の色々な問題に対して札幌は寛容に対応してきていたと思う。本条例は、差別は全くないのに、差別があるという感覚を作り出すものとなっている。
- ③前文の記載が非常にあいまいであり、恣意的な運用が危惧される部分がある。特定の団体の意見のみが強調されているのではと感じられる。
- ④本条例は社会の混乱と分断を引き起こす等の懸念があり、反対である。

（2）大通高校の生徒との意見交換（令和6年7月16日）における意見

- ①行政が取り組むことができる領域だけでなく、市民全員が当事者となって取り組んでいくことはとても大切。多様性の視点を固定化するのではなく、全ての特性に良い面と悪い面があるため、それを含めて多角的に社会課題の解決に取り組んでいくべき。
- ②多様性の尊重が特に良いと思う。これはいずれ基本的人権の尊重にもつながってくると考えているので、この条例で札幌市がどのような変化を遂げるのかとても楽しみ。
- ③「誰もが当事者」という言葉が印象に残っている。人の考え方を変えるのはおそら



く不可能なので、理解してほしいとは言わないが、そういう人もいるというかたちでみんなが寛容になってくれたら良い。理解の前にまず知ってほしい。

- ④条例案はとても素晴らしいと思うので、書いてあることが実現できるようしっかりとした計画をつくってほしい。
- ⑤考え込まれている上、現代の指向に合った案でとても良いと思う。条例を作る時には市民から意見を集めるのも大切。違いが当たり前になる社会になれば良いと思う。

(3) その他関係団体等の意見

- ①骨子案は多岐にわたるという印象。アイヌ民族や外国人に関する差別禁止規定や罰則がないなら実効性がないものになる。
- ②共生社会の当事者は市民である。違いが何であっても良い。生きづらさを抱える人のために動くだけでなく、市民のために動いてほしい。
- ③誰もが当事者だという点について、当事者＝マイノリティということだと思う。ヘイトスピーチには罰則をもって対処するしかない。行政には積極的な介入を恐れないでほしい。国立市はアウティングを禁止し、ヘイトスピーチも禁止しているので、是非参考にしてほしい。
- ④条例が出来た後に実効性をどう担保するかが重要。札幌市職員皆が理解することも重要。
- ⑤レイシズムや差別の問題がある中、条例の中身を見るとこれらの問題への対応に関する記載がない。差別は共生社会の実現のための根本的な問題。

※本資料掲載の意見は、主なものを抜粋の上、事務局で要約し掲載しています。また、上記1～3の附属機関における質疑の全文は、札幌市公式ホームページに掲載しています。